

第 5 次総合計画第 3 期中期計画

宇治市総合計画審議会

第 2 回建設都市整備専門部会

議事要旨

宇治市

宇治市総合計画審議会 議事要旨

第2回建設都市整備専門部会

<開催年月日>平成29年10月10日(火)9時~

<開催場所>市役所8階大会議室

<出席者>

・委員

塚口 博司	立命館大学理工学部 特別任用教授
多田 ひろみ	宇治市女性の会連絡協議会 会長
寺川 徹	市民公募委員
中村 弘實	市民公募委員

・総括企画主任

亀田 裕晃	理事
安田 修治	建設部 部長
木下 健太郎	都市整備部 部長
脇坂 英昭	上下水道部 部長

・事務局

岩本 裕子	所管副部長(政策経営部 副部長)
秋元 尚	審議会事務局長(政策経営部政策推進課 課長)
本間 雅人	審議会事務局員(政策経営部政策推進課企画係 係長)
藤原 基	審議会事務局員(政策経営部政策推進課企画係 建設都市整備専門部会担当)

<審議会次第>

1. 開会
2. 財政見通しについて
3. 第3期中期計画小分類(案)について
4. その他
5. 閉会

< 会議内容 >

1. 開会

【事務局】 定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

配布資料の確認

欠席者の説明

それでは部会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

【部会長】

傍聴申請の許可

【部会長】 それでは、これより第2回建設都市整備専門部会を開催いたします。

本日は、財政見通しの報告と建設都市整備専門部会の所管となります大分類5につきまして、第1回専門部会での意見に対する事務局の修正案や、現況と課題、取組の方向、目標値・指標値など、全体を通しまして議論したいと思います。活発な議論をよろしくお願いいたします。

2. 財政見通しについて

【部会長】 次第の第2、財政見通しについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局より説明)

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、財政見通しにつきまして、ご質問のある方はご発言いただきたいと思います。

【委員】 12ページでは、29年度の歳入は629億6,000万円で、歳出と同程度ですが、33年度は歳出のほうが多くてマイナスです。そうすると、この取組の持続可能な財政運営を維持するためという部分については、少し厳しいですね。それと市税収入についても、29年度の予算は231億8,100万円で、少子高齢化が進むにも関わらず、33年度は231億4,600万円と、同じままというのは、少し矛盾すると思います。歳入はもっと減るような気がします。その部分について新たな財源や、収支不足を解消するための対策を講じると、もっと歳出のほうが増えると予想しますが、いかがですか。

【財務課長】 就業者数などを見ますと、宇治市の場合、人口が減りつつある、そして団塊の世代が仕事から離れられるというのも予想しましたが、納税義務者数はわりとキ

ープできている状況となっており、しばらくは税を納めていただく人数は、今の水準でいけるのではないかと見通しがございます。そして歳出でいきますと、人口減少の中で社会保障がもっと増えるというご指摘かと思いますが、第2期中期計画中の4年間を見ましても、わりと国の動向と近しく、その見込みも踏まえて次の4年間を見ているところです。あとは歳入と歳出の乖離が4年間全体で約85億円あり、どうしていくのかが非常に大きな問題で、歳出については色々な面で徹底的に見直しをする項目もあると思いますし、行政改革も進めていく必要があると思っております。

また、税収を増やすといいましても、即効性があるものはなかなか難しいと思います。例えば宇治市の土地利用について、次の10年間を見ながらどういった施策が打てるのかを今から考えていかないと、ますます人口減少が加速する、高齢化率が1.8人で1人を支える形になりますと、今の時点でこの第3期中期計画から取組を色々やっていく必要もあります。そういった取組を講じていく中で、収支の不足については対応してまいりたいと考えております。

【委員】 高齢者が増えても、今のところは税収があるとおっしゃいましたが、高齢者は義務的経費の中の福祉の経費がだんだん増えてくると思います。税収があったとしても、そんなに甘いものではないとは思いますが。

【委員】 12ページの第3期の財政見通しの歳入と歳出の説明を受けました。この歳出について、扶助費が29年度から33年度で、10億円ぐらいの増加になるのでしょうか。今、歳出について、この前の6ページで説明を受けました。19年度から28年度の10年間では73.6億円が増加しているという形で、これを単純計算して半分としても、やはり40億円から50億円という形の歳出増加になるのではないかと思います。生活保護法や老人福祉法に伴って、少子高齢社会の中で扶助費というのは、甘い見通しで出していかれて大丈夫でしょうか。

【財務課長】 確かに扶助費が伸びる要因は色々あります。例えば生活保護費につきましても、宇治市の保護率が府内2番目の水準になっており、徐々に増えています。児童福祉費はこの10年間で見ますと、児童手当の制度拡充等や保育所の待機児童対策でこの間増えてきているというのもありますので、直近のこの4年間の伸びを見ますと、今回の4年間の見通しでいけるのではないかと考えております。

【副部長】 説明していただいた見通し、現状に対する把握はすごく厳しい目で見られていると思いますが、財政見通しになると一気に甘くなるというか、本当に大丈夫かと感じます。扶助費の話がありましたが、市税の収入は、グラフを見ていると下がっているのに、見通しになると、「納税義務者数及び1人当たりの所得の増加を見込む」となっています。庁内でこの見通しについての情報共有はできているものなのか。財務でシミュレーションされた内容で、あくまでこれは1つの話ですよというのか、教えていただけませんか。

【財務課長】 財政見通しは、今後の4年間の見通しであり、また第3期中期計画を

ご議論いただく上での1つの財政的な裏付け、前提になるものですので、職員にも周知しております。収支不足などにつきましても、庁内で情報共有を図る中で、同じ共通認識を持って課題を捉まえて、議論のベースの資料にはしているところです。

【副会長】 そうしますと、この財政見通しの中で、4年間で85億円の大幅な収支不足の見込みについて、第3期中期計画としてどうするかという話を計画に盛り込むのか。それとも、いい方向に持っていきたいという計画だけで、あとは個別の議論ですという話になるのか、中期計画をどういうふうに位置付けられているのかを教えてくださいなと思います。

【事務局】 財政見通しの第3期中期計画における位置付けですが、今後、持続可能な財政運営を保持していくための指針ということで定めておまして、これがあるからといって、個別の事業を見直すというのは、総合計画をご審議いただく内容としては少し違うと考えております。どちらかといいますと、財政見通しを踏まえまして、こういう施策をしていくべきではないかとか、そういう建設的なご議論、ご審議をいただければと考えている次第です。

【事務局】 大分類6「信頼される都市経営のまち」とありまして、この財源不足をどうしていくのかについては総務専門部会でも議論していただこうと思っておりますし、行政改革審議会も同時に動いていまして、来年度以降、行政改革大綱、実施計画をつくることになっています。そこでも行政改革をどう進めていくのかという議論を進めております。

【副会長】 市民感覚的に言うと、順番が逆ではないかという気がします。議論の前提として、85億円を圧縮しなければいけない中で、どういう財源の中でやっていくのか、重点施策的にやるのはどこなのかという話ですとか、市長の施策とどうすり合わせたのかというところが見えません。市民参画するに当たって、どこをどうご意見させていただいていいのかがなかなか見えにくい構造の順番になっていると思います。

【部会長】 私は、財政見通しを踏まえて、この専門部会では議論することにさせていただけないかと思っております。財政見通しは若干甘いところも指摘できるかと思いますが、それについては極力、宇治市で頑張ってくださいにしたいと思っております。なぜならば、総合計画というのは、全て縮小均衡がいいというものでもないと思っております。何もしなかったら赤字にもなりません、市民の皆さんが許容できる範囲で、少し夢のあることもしないといけません。夢がなくていいとなれば、縮小均衡で歳入に見合ったことしかしないとなれば、やや寂しい思いがします。

ここの議論は、この財政見通しを基本として議論するのは、私個人はやむを得ないと思っております。これは部会の意見というわけではなくて、私個人はそういうふうに思っております。

3. 第3期中期計画小分類(案)について

【部会長】 第3期中期計画小分類（案）についての議論に移ります。ここで、前回の専門部会も含めた意見に基づく修正案の説明を受けた上で、改めて資料 第3期中期計画施策（小分類）作成（案）について審議を行ってまいります。

前回の専門部会同様、小分類全体を3つに分けて事務局より説明いただき、説明が終わるごとに皆様方のご意見を伺う形で進めていきたいと思っております。

事務局、よろしく願いいたします。

（事務局より説明）

【部会長】 委員の皆様方、この件につきまして何かご意見はありますでしょうか。

【副部会長】 前回と同じような内容か、それとも修正案に関する議論ですか。

【事務局】 前回ご議論いただいた内容を踏まえ、事務局で議論いたしましたが、最終的に現在は修正の箇所がありませんので、改めて前回の資料をもとに部会でご審議いただければと考えております。

【部会長】 最終的にこれでいいかどうかを改めてお聞きになっているということです。

いかがでしょうか。

【副部会長】 大分類5中分類2小分類1、重要文化的景観地区の選定面積あるいは景観計画の重点区画面積の2つに関しては、1つ前の中期計画の時からも何も変わっていませんが、指標としてこのままにするのはいかがなものなのかと思います。国の指定制度も関わっているので、中期計画が終わる平成33年度で達成できる数値を挙げておられるのか、それを過ぎててもこういう将来展望としていきたいのかという2つの理由が考えられますが、他の重要文化的景観の構成、建造物の指定を何件という形の指標で、4年というスパンの中で実際に達成できるような指標を与えられたらどうかと思います。

【都市整備部長】 前回の部会の時に重要文化的景観の選定面積を増やすエリアが、白川地区の追加指定に向けて現在取組を進めているというお話をさせていただきました。我々の目標としては、第3期計画期間中に白川全体へのエリア拡大を目指して、様々な取組を現在も進めているところですので、目標として持つ必要があるのかと考えております。ただ、様々な要因がありまして、地権者の同意が必要でもありますので、同意を得るための努力を現在も重ねております。重要文化的景観に選定される価値そのものについては文化庁にも既に認めていただいておりますので、そういった手続がこの第3期計画期間中にうまくいくかにかかっているのが実情です。そういう意味では、総合計画の中に面積拡大だけを指標に定めるのがいいのか、委員がおっしゃるように、現在既に選定されているエリアの文化的景観の保存を何かの尺度を持って、きちんと守られているのかといった尺度もあり得ると思っております。

さらに、既に選定されている文化的景観のエリア内の建物を守るだけでなく、エリア内で構成要素をもう少し追加してはどうかというお話もあります。これについては別の委員会もあって、この期間内に追加できるかどうかについても、土地や建物の所有者の同意が前提となるので、検討する必要があると思っています。

【部会長】 他の指標もあり得るということでしたが、指標の設定ということは、地権者のご意向などと切り離して考え得るのではないのですか。

【都市整備部長】 ここに定める中期計画の指標は、行政としてこの4年間でどこまで文化的景観の面積を広げていこうかという目標値で、白川地区への拡大をやっていきたいという意向を持っていまして、それに向けて様々な努力を現在も重ねています。そういう意味ではこの指標もあり得ると思いますし、もう少し違う尺度でいきますと、エリアの中がしっかりと保全されていることが本来求められているものですから、そこに対する指標の設定が必要ではないかと思います。

【副部会長】 まず、重要文化的景観地区の白川地区の話がうまく進んだとすると、4年後にこれは520ヘクタールに達するという理解でいいのでしょうか。

【都市整備部長】 520ヘクタールの中には黄檗地区も含まれており、全てが整えば520になります。今、第1目標として白川に拡大する、その次のステップとして黄檗地区にも拡大していくということで、その前段となります景観計画の手だては既に白川、黄檗ともに整っておりますので、あとは文化的景観としての取組を進めれば、520ヘクタールを達成できるのではないかと考えているところです。

【副部会長】 分かりました。

あと、地権者の同意が必要という話も当然あると思いますが、地権者が問い合わせても、庁内で、「そういう制度は国にはありますが、宇治市ではそこまで手が及んでいません」と返された事例を何件か聞いております。大きな計画として個々の建物に対しても、町のために大切に、具体的に進めるという覚悟というのが指標で入ってくるとうれしいと思います。

【都市整備部長】 重要文化的景観だけではなく、現在、歴史まちづくりという大きなカテゴリーで宇治市は取り組んでいます。このジャンルは制度自体も複雑で、大きな観点で言う歴史文化を生かしたまちづくりをしていく。その中で文化庁が取り組まれている文化財保護法上の取組がこの重要文化的景観という形です。それ以外に景観法でやる取組もあれば、歴史まちづくり法で取り組む方法も、制度としては国が幾つか準備をされています。私どもも歴史まちづくり推進課という新しいセクションを数年前につくりまして、総合的に色々な制度を活用してまちづくりをしようとしています。その1つが文化的景観の取組です。そういう意味でいうと、総合計画では重要文化的景観という切り口で書いていますが、手法としては景観法でする方法や歴史まちづくり法でやる方法など、幾つかありますが、手法が確定していない物件が幾つもあり、書き方に苦慮しますが、姿勢としては、町の中の伝統的木造家屋や歴史的に重要な建造物については、各種制度を我々なりに

知恵を絞ってしっかり守っていきたいと考えています。場合によっては、建築基準法上の取り扱いを変えていく場合もありますし、かなり色々な知恵を総動員しないと町の景観は守れないのはよく認識しております。この前段の課題の中にもそういう意味で書き込みはしたつもりですが、まだ手法が決まっていないので、書きづらい部分をご理解いただきたいと思います。

【副部長】 整理を早く進めて、町に寄与できるようにというのを目標として書き込んでいただいて、できれば数値化を考えていただければと思います。

【部長】 それでは、次の2つ目の部分について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局より説明)

【部長】 それでは、委員の皆様方からご質問、ご意見をお受けしますが、前回それぞれの委員が発言された内容に対して、ご発言いただければと思います。

【委員】 大分類5中分類3小分類2「今後の市の公共交通のあり方についての検討が必要です」というのは、特に必要だと思えます。

【部長】 変更後のところに、「利用促進に基づく交通手段の転換や」と書いてありますが、この文章を読んで、モビリティ・マネジメントのことを言っているというのが若干分かりにくい気がします。車をうまく使ってくださいというのがモビリティ・マネジメントの趣旨だと思いますから、そういうニュアンスが少し感じられるようにしていただいたほうがいいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

【副部長】 今のモビリティ・マネジメントの話で、181ページの分類の目標は、「自動車交通から公共交通機関への利用促進を図るため、公共交通機関の利用環境及びサービスの向上を促進します」となっています。今、部長がおっしゃっていたのは、車をどううまく使うかということなので、新しい分類をつくるぐらいの大きな話なのかと思いました。宇治市民としてもこれが実情かと思えます。車を使うのもありきで、そういう視点での考え方を取り入れていただければ現実的かと、市民として思えます。

【都市整備部長】 限られたスペースの中に目標を書いているものですから、十分に真意が伝わらないような気がします。私どもは公共交通について考える時に、過度なマイカーへの依存がこの間進んできているという言い方を時々していますが、これから将来の交通体系を考える時に、車は禁止という極端な話は当然できるはずもないです。とはいいいながら、既存のバスなり色々な公共交通が十分その機能を発揮できるような環境にあるのかというと、それを利用される方の意識一つで随分変わってきます。その意識を少し変えていこうという動きがモビリティ・マネジメントと理解しております。

モビリティ・マネジメントの取組は数年前、宇治市も六地蔵地域を中心にやってきました。毎日色々な行動をする時に、何が一番いい移動手段なのかを少し考えてみましょう

という取組です。今も細々と続いているので、宇治市民の皆さんにはなかなかお知らせできていない状況です。いよいよ公共交通が非常に危機的状況になっていますので、そういったことも含めて総合的なあり方を検討していく必要があります、この中に込められている意味は様々なものがあるをご理解いただきたいと思います。

【部会長】 ほかに何かご発言はありませんでしょうか。

【委員】 165ページの「公園・緑地の有効活用」の中で現況と課題の3段目に、子どもさんに限らず、「高齢者等でも使用できる健康遊具を設置し」とあります。高齢者等でも使用できる健康遊具は、どこにどのようなものを設置されているのでしょうか。

【都市整備部長】 宇治市内の5カ所程度の公園で、健康遊具を設置しております。その中で複数設置しているところと、1つしかないところがありますが、現在そういう形で健康遊具を少しずつ増やしている状況です。他にも京都府立の太陽が丘運動公園の一面には健康遊具がたくさん設置されているコーナーがあります。今まではお子さん中心の公園づくりをしていましたが、地域の中に入りますと、お子さんよりも高齢者のほうが多い地域が徐々に増えており、公園のニーズも以前とはかなり変わってきています。遊具の更新の折に、少し値段は張りますが、そういったものに更新するという手続を、現在徐々に進めております。

【委員】 高齢者ですと、太陽が丘までは交通の便から考えても行きづらいと思います。また、植物公園にしても集客が課題になっている中で、高齢者の方がそこで休まれているのもよく見かけるので、健康遊具があってもいいと思います。意見として、本当に身近な庶民の目線の中で、何か希望的な展開ができたらとお願いしておきたいと思います。

【委員】 公共交通機関の利用の内容ですが、高齢者はなるべく今の適切な利用、車よりも公共交通機関という考えは分かります。しかし、その公共交通機関の利用者が減っているのと、それとは別の問題だと思えます。昔からバスもJRや京阪がありましたが、利用者のうち高齢者は少なく、むしろ若年層が多く利用していたと思えます。ですから、現在は少子化や、自動車通勤の増加により、利用者が減っているのではないかと思います。高齢者は昔から、車を運転できない人はバスに乗ったりしていたので、利用できる人はしていただきたいですが、公共交通機関の利用者が減っているのはまた別の問題だと思えます。しかし結果として、バスの本数が間引きされるなど、高齢者にしわ寄せが行っていると考えますが、いかがですか。

【都市整備部長】 公共交通を取り巻く環境は、本当にここ10年、20年の間に大きく変わってまいりまして、利用者がどんどん減少していき、民間のバス事業者、鉄道事業者が、今の路線をどうやって維持していくのかが大きな課題になっています。それ以外にも、今バスが走っていないエリアにお住まいの市民の方に、どうやって移動の手段を確保していくのかという問題があります。さらに最近大きな問題になっているのが、駅に近い方であったとしても、高齢になられると行動半径が少しずつ小さくなっていく。もちろん、学校に行かれたりお勤めされたりする時代と、リタイアされてからは行動目的が変わ

ってきていますので、行きたい場所も変わってきている。そういう意味で社会が大きく変化している中で、今までのような公共交通のあり方ではなくて、少し違った観点で公共交通を見ていく必要があるだろうと思っています。宇治市の人口が急増した時代には、皆さんが同じような移動目的であったり、交通行動を起こされたりしていましたが、その交通行動が多様化してきています。何十人と運ぶバスが本当にいいのか、あるいはもう少し小さなものが必要なのか、交通の体系そのものが大きく変化してきているので、色々な観点で見直そうというのが、今回提案しております公共交通のあり方について検討していく必要があるだろうということです。

民間事業者が経営する以上、採算は非常に大きな要素で、その採算を確保するためには、多くの人に乘っていただくということが必要です。我々は高齢者の方だけに乘ってくださいと言っているのではなくて、宇治市民の皆さんに、今ある公共交通を少しでもご利用いただいて、今の体系そのものが維持できるというのが最初の取組かと思っていますので、そういう観点で記載させていただいております。

【部会長】 公共交通の利用促進ですが、高齢者の方に、あなた方は車が使えないだろうからバスに乗りなさいと、こんなことを言っているわけでは全くありません。若い方は今、車で便利に活動されていますが、10年先、20年先、いずれ免許を返納する時期が必ず来るわけです。その時に、今の状況ではバスは残っていません。バスの仕組みをガラッと変えて、幾ら赤字垂れ流しでも必要なものは維持しなければいけないとなれば別ですが、そうすると多くの市民の賛同も得られないでしょうから、ある程度の収支バランスが必要で、若い人も乗ってもらわないと維持できません。今、交通関係の者が非常に恐れているのは、もうしばらくすると、昔は18歳人口180万から200万でしたが、それが120万になり、高校生ががたっと減ります。今、夕方のバス利用者を見ると、高校生がたくさん乗っていますが、彼らが減ったらもっと厳しくなってきます。

市民全体として公共交通を維持していく姿勢がなかったら、宇治市が幾ら努力されても、民間事業者が経営されていますから潰れます。民間事業者の社員にも家族がいますので、いつまでもできません。だから、市民が全体でこういう総合計画を通じて、宇治市の皆さんが使えるような交通システムをつくるとするならば、できるだけ無理のない範囲で、モビリティ・マネジメントと関係しますが、車が必要な時は使い、車を使わなくてもいい時には、これからバスを使っていかないと、皆さんがお年寄りになった時には確実にバスはありません。そういうことも示した上で、市民の判断をいただくようにしないといけません。今後の社会を考えたら、そうせざるを得ないと考えるのが、交通関係を勉強している者の一般的な意見かと思います。

【委員】 183ページのところですが、「バス交通の確保及び公共交通のあり方の検討」という第2期中期計画での記述に対して、第3期中期計画の中には「バス交通」というのは外していただいて、「市の公共交通のあり方の検討」ということにしていただいたので、この「既存公共交通を維持するため、より利用しやすいバス」という部分についても、

今から先を考えていく計画なので、「バスサービス」ではなくて、「公共交通の向上等により」という、公共交通全般の利用促進ということも意識した記述にしなければいけないと思いました。この備考のところには、そういう意味では公共交通のあり方ということでは書いてくださっていますが、利用促進についてはどうお考えですか。

【都市整備部長】 183ページの第3期中期計画期間中に市の公共交通のあり方を検討していきたいというメッセージをここに込めさせていただきました。その前半に、「より利用しやすいバスサービスの向上等により利用促進を図るとともに」ということで、まずは既存のバス交通のサービス向上を図っておく必要について述べ、それと並行して、交通全般について、鉄道、バス、バス以外の方法も含めて検討していきたいということが後段に書かれています。

最近バスの乗車率がかなり減ってきておりますし、ダイヤもピークに比べますと本数が減ってきている、交通渋滞の影響を受けて時間どおり来ないと、実は色々な課題がバスにありまして、そんな中で、例えばICカードの導入など、サービスの部分で少しずつ便利にしていっております。次のステップとして、バスロケーションシステムといったことも既に京都市は導入されております。何分遅れているとか、今どこまでバスが来ているというようなことをお伝えできるシステムを考えていくのも、バスをご利用いただきやすくする方法だと思っておりますので、それをこの第3期計画期間中にも具体化できればという思いで入れ込んだ上で、それだけではなく、鉄道、バス、それ以外の方法も含めたあり方をしっかりと検討していきます。

【委員】 今言われた後の補足の中で文言を1つでも入れていただいたら、バスだけを考えているのではなく、色々な将来的なことも含めて大きく考えてくださっていると伝わるので、バスサービスと同時に、もう1つ補足の文言を入れていただけたらと思います。

【建設部長】 9ページ、大分類5中分類4小分類2「道路の整備」で、自転車道の整備についての文章の中で、「さらに近年の歩行者と自転車の混在による事故が発生している状況」とありますが、発生というのは以前から起きているということですので、「増えている状況」というように変えていただいたほうが文章としてはいいと思います。

【部会長】 担当部局においてその趣旨を踏まえて修正いただけますでしょうか。
それでは、残りの部分のご説明をお願いいたします。

(事務より説明)

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見ございましたら、承りたいと思います。

委員が10ページ「全体を通して」で、現況と課題の区別が分かりにくいとおっしゃっていました。

事務局で具体的な改善策はございませんか。あるいはこれから考えられるのですか。

【事務局】 前回は私が回答いたしました。現況なのか課題なのかが分かりづらいという意見がありました。第1期中期計画から現況と課題がまじったような形で表現して、それをベースに今回もつくらせていただいております。これを全般的に変更するとなると、他の部会にも影響が大きく及ぶということで、次の第6次をつくるタイミング等で、改めてそういうご指摘を踏まえながら検討させていただけたらと考えております。

【委員】 この間も、ほかの委員会もあるので少し難しいというご返事がありました。ただ、1行だけでも空けていただいたら、現状は上、下が課題と分かりやすいと思いましたが、また考えてくださるということですので、よろしくをお願いします。

【副部長】 今回の現況と課題の話で、単純に字が詰まり過ぎていて、読むのがつらいです。1.5行あきぐらいにして収まるぐらいの内容でまとめるというような姿勢を持たれたほうがいいのかなと思います。

【部長】 紙面の関係もあろうかと思いますが、その辺はうまくバランス良くやってください。

全体を通しまして、本日説明されました部分で、ご発言いただきたいと思っております。

【副部長】 財政見通しと計画の整合性というところは、部長さんたちはどう思っておられますか。どれぐらい議論されていますか。

【建設部長】 私どもはどちらかと申しますと、ハード整備を中心にやっておりますので、財政状況が仕事に顕著に影響してくる部署でございます。現状の財政等、その見通しを計画の中に反映していくのは必要で、それがないと、総合計画的なものにはなっていないかと思っております。そのためにも、今日こういった形で財政見通しを説明させていただいていると思っております。ただ、特にハード整備を担当させていただく我々としては、少しは夢のあることも計画の中には描かせていただきたいという部分もありますし、真に必要な部分は、現状の財政をどう工夫してやっていくかです。財政状況が非常に厳しい中で計画をどんどん削減していくのではなく、真に必要なものを計画の中に取り上げ、いかに進めていくかが、これから我々の知恵の出どころかと思っております。現況と課題においては財政状況も踏まえた形で計画の策定をさせていただいていると考えているところです。

【都市整備部長】 インフラ整備の分野というのは、非常に大きな出費を伴う一方で効果も大きい。今回の財政見通しでも、市税収入の中で住民税はそれほど大きな変動がありませんが、法人市民税が相当落ち込んでいるのが特徴でもあると理解をしています。法人市民税というと、今回の総合計画の1つの柱にもなっていますが、産業戦略をどうしていくのかが効いてくる話だと思います。この産業戦略は私どもの所管しております土地利用規制などと非常に密接な関係がありますので、今回の総合計画の中で産業戦略を検討するという方向性が打ち出されたことに伴いまして、私どもの部署では産業戦略と呼応した形で土地利用規制をどうしていくのかを、決めていく必要があると思っております。

ただ、この分野は、税収増につながるには相当時間がかかりますが、時間がかかるから

とって、今手を緩めてしまうと、将来の世代に大きな負担をもたらす可能性もありますし、今のままの税収構造でどんどん悪くなっていく方向に進まないようにするためには、長い目を見た力の入れ具合も、今のうちから考えていく必要があります。財政見通しは我々も十分認識した上で、減らすべきところは減らす、投資すべきところは投資していくようなメリハリを付けた施策が必要だと思っています。

【副部長】 中期計画の強弱の付けどころが見えるところまで持っていくものかと市民的には思います。まだ少し、どこに強弱というのが見えなと思っています。

【部長】 それでは、本日も積極的に、また慎重に議論をしてみましたが、修正点につきましては、できれば私と副部長に、ご一任いただくということをお願いできませんでしょうか。その後、委員の皆さん方に、修正点をご連絡いただきたいと思っています。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部長】 そういう前提のもとで、本日の専門部会において一定の審議が行われ、今後の微修正も含めまして、修正の方向もおおよそ定まり、建設都市整備専門部会としての案は提示できるようになってきたと思います。最後のまとめのところで委員の皆様方から大きな異論が出てくれば別ですが、できれば今回で本専門部会は終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部長】 ありがとうございます。異議なしということでございますので、建設都市整備専門部会は第2回をもちまして終了させていただきたいと思います。

4. その他

【事務局】 本日いただきましたご意見に基づき修正させていただいた建設都市整備専門部会案につきましては、部長と副部長に最終の確認をしていただいた後に、次回の第3回総合計画審議会の全体会に提示させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局より今後の日程

5. 閉会

【部長】 それでは、これをもちまして本専門部会は閉会といたします。
長い間、ご協力いただきましてありがとうございました。

了